

中原市民館への指定管理者制度導入に伴う市民説明会 質問と回答

Q 1 カルチャーセンター、コミュニティ施設の説明が多い印象を受けたが、社会教育の概念をどのように運営に取り入れていくのか。

A 川崎には素晴らしい社会教育振興事業の要綱があり、まずはしっかりとそれに沿って、川崎ならではの市民創発、学びを支援する専門性を発揮していく。（指定管理者）

Q 2 社会教育の専門家との懇談も必要であるが、いかがか。

A 学識経験者、社会教育関係団体、市民委員などから構成される社会教育委員会議中原市民館専門部会は、区の生涯学習支援部門が引き続き運営を担い、指定管理業者も入って一緒に話しをしていく。（市）

Q 3 市民館の体育室は競争倍率が高くて当たらないが、健康体操は2時間が限度であるとの2時間は時間を余らせている状況であり、午後の区分（13～17時）を2分割できないか。

A 市民館の利用時間は川崎市の条例で決まっており、すぐに変えることは難しいので、要望として受け止めさせていただく。（市）

Q 4 多目的ホールは当日の設備機材の使用の数や数量が変わることにより、料金が変わるが、それも当日支払なのか。

A 支払のタイミングは利用日当日に限定するのか、申込日からいつまでにとという形にした方がよいのかなど、現時点では調整中である。（指定管理者）

Q 5 東京都北区で長く指定管理を続けてきた経験上、取組みの初めの問題点、利用者とのやりとりとどのように乗り越えてきたか。具体的に聞きたい。

A 今回配置予定の職員の中には東京都北区の施設で直営から指定管理者制度を導入するときに立ち会っていた職員もあり、区民や利用者の意見や不安を真摯に受け止めながら接してきた。施設が何のためにあるのか、利用者みなさんの思いを受け止め、しっかり運営していくことをコツコツ18年続けてきたのと同じように、地道な取組みを中原市民館でも展開していきたい。様々な課題については、行政のみなさんとも一緒に解決の手立てを考えていきたい。（指定管理者）